

平成26年度 第4回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	第4回岸和田市障害者施策推進協議会	
日時	平成27年3月24日（火）午後2時～4時	
場所	中央地区公民館 多目的ホール	
出席委員	大谷委員 浦川委員 岩田委員 今口委員 加藤委員 松藤委員 松崎委員 高田委員 根未委員 山内委員 叶原委員 原委員 岡本委員 佐藤委員	以上14名
欠席委員	松端委員 岩佐委員 上野委員 寺田委員	以上4名
事務局	上田障害者支援課長 田中障害者支援課参事 宮内障害福祉担当主幹 田中障害福祉担当長 井戸福祉医療担当長	
傍聴人数	1人	
次第	1 開 会 2 議 事 1 「第4期障害福祉計画について」 (1)第4期障害福祉計画のパブリックコメント報告及び計画案の修正について (2)第4期障害福祉計画の諮問について 2 「障害者給付金等支給事業について」 3 その他 3 閉 会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期障害福祉計画素案（平成27年3月時点） ・ パブリックコメント報告書 ・ 障害福祉計画の主な変更点 ・ 障害者給付金等支給事業について ・ 平成27年度新規事業等 ・ 計画相談について報告 ・ 岸和田市内の虐待件数 	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 資料2 資料3 資料4 資料5 資料6 資料7

会長代理挨拶（会長欠席のため議事代行）

改めまして、年度末の忙しい中、ご参集賜りありがとうございます。本日は、会長のほうが、どうしても出席がかなわないというようなことで、急遽ピンチヒッターという形で、きょうは代理を務めさせていただきます。不慣れなもので、不手際な点があるかもわかりませんけれども、無事、議事進行を進めてまいりたいと思います。ご協力、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。それでは、よろしくお願ひをいたします。

それでは、お手元の式次第がお持ちかと思ひます。きょうの議題は、おおよそ三つございますけれども、主要には2点、岸和田市の障害福祉計画についてということと、ここは最新の審議いただくところというふうになります。それから、二点目が障害者給付金等の支給事業について、こここのところの議論というところ、この二つが大きな議題になるかというふうに考えております。それでは、時間も限られておりますので、早速議事に入っていきたいと思ひます。

まずは、岸和田市障害福祉計画について、第4期の障害福祉計画のパブリックコメント報告及び計画案の修正について、事務局のほうからお願ひをいたします。

それと、議事録署名人を浦川委員がいらっしゃるんで、済みません、岩田委員にお願ひをするということと、それから高田委員に議事録署名人をお願ひしたいということでございます。それでは、議事録署名人のほう、お願ひして、議事に入っていきたいと思ひます。

【議事内容】

1 「第4期障害福祉計画について」（資料1～3に基づき事務局から説明）

会長代理：今、パブリックコメントと、それから障害福祉計画の主な変更点について、事務局のほうから説明をされたということでございます。事前にこの素案については送付させていただいて、読んでいただいているかというふうには思いますので、これを聞いて何かご意見等ございましたら、お受けしたいというふうには思いますが、いかがでございましょう。

よろしいですか、いいですか。それでは、特にご意見がないようでした。また、お気づきの点、あるいは、もう少し聞きたいというところがあれば、また後でも結構でございますので、お聞きさせていただく時間をお取りしようというふうには思います。

それでは、とりあえず議事を進めてまいりますので、議事の障害者福祉計画の諮問についてというところですが、この内容について、事務局のほうからご説明のほうをお願いいたします。

事務局：この計画につきまして、市長にかわりまして、障害者支援課長が松端会長へ諮問書をお渡しすることになっております。今から、本日、会長代理のほうに諮問書をお渡しさせていただきます。

課長：第4期岸和田市障害福祉計画案について諮問します。

第4期岸和田市障害福祉計画案の印刷文を作成しましたので、岸和田市附属機関条例第2条の規定に基づき、市協議会の意見を取り入れます。岸和田市障害者施策推進協議会会長 松端克文様。岸和田市長 信貴芳則。

会長代理：ただいま岸和田市長から諮問をお受けいたしました。計画案については、パブリックコメントや大阪府との協議も終了しておりますので、今からの変更は難しいということになりますけれども、皆さん、特にご意見等ございましたら、再度確認あるいはご意見等お伺いしたいというふうには思います。大体の内容は、この素案に沿うものということになりますので、再意見があれば、あるいは、ご意見等お聞きしたいと思います。会長が今日は不在ですので、一応、承って会長のほうに再訪するということになりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、特に意見がないようでございますので、これにて計画素案から計画案として事務局から会長にお送りしていただくということで、いいですか。

事務局：そうですね。協議会から答申を出すに当たりまして、今ここですぐに準備ができませんので、事務局から会長のほうに報告しまして、会長のほうからお願いするという形になります。後日、会長から市長のほうに建議をしていただくという形を取りたいと思います。

会長代理：今、諮問の内容について、今まで審議をしてきたわけでございます。これに基づいて会長のほうから市長に諮問をこの岸和田市障害福祉計画案、これを諮問として市長のほうに報告をするということでございますのでご了解のほう得たいというふうには思います。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。拍手がいただけるとありがたいです。

（拍手）

会長代理：ありがとうございます。それでは、皆さん賛同いただきましたので、後日、会長のほうから市長へ建議するよう進めてまいります。どうぞよろしくお願いをしたいというふうには思います。それでは、特に障害福祉計画にまた後でお伺いする、今もう一応これでもう終了ということになりますか。もういいですよ。今、確認をとってきますので、よろしゅうございますね。

それでは、議題の2にまいります。議事の1、障害福祉計画については、これを承

認、そして市長のほうに諮問をするということで、その素案のところを今、皆さんのお手元に置いた計画を市長のほうに会長から報告をするということでもあります。それで皆さんの了解をいただいたということでございます。それから、続きまして、議事の2番目、障害者給付金等支給事業についてということで、ここのご説明について、また事務局のほうから、まずご説明のほうよろしくお願いをいたします。

2 「障害者給付金等支給事業について」 （資料4に基づき事務局より説明）

会長代理：ありがとうございました。障害者給付金等の支給事業を見直して、施策として現物給付、サービス給付への転換施策としては、このようなところを考えていただいているということのご説明でございました。これについて、何か皆さんのご意見があれば、ご説明求められる方がいらっしゃったら、どうぞ遠慮なく。

委員：たくさん代替というか、転換施策考えていただいているなというのも思ったんですけど、まず市の民生費増加というところおっしゃってまして、ちょっと私の聞き間違いかわからないですけど、公債費の増加というところもおっしゃいましたかしら。

事務局：はい。

委員：どういう内容の。

事務局：公債費といいますのは、市の借入金の返済にあてる費用なんです。広報きしわだ平成26年の11月号に市の平成25年度の決算の概要を載せさせていただきました。本日この会議を持つに当たり、市の事業としては、やはり障害者の方の事業ですし、担当課としては、引き続きという思いもあるんですけども、市の全体的な財政状況等も踏まえて、そのご説明をちょっとさせていただいたところなんです。関係課との話の中でもありましたので。

委員：前回からアクションプランのときから、ずっと、この障害者の見舞金のところは、ちょっとカットという方向で話が進んでるということを知っていたので、かなりこれを阻止するということか、守っていく、昔のお母さんが一生懸命勝ちとった権利、子供たちが受けれる、そういうふうな恩恵を私たちここに座ってるだけでカットされてしまうのも、ちょっとあれかなと思って、すごく考えても、すぐに「はい」というのは言いにくいんです。年収に応じて残してはいただけないのかなというのがあるんです。子供の年収は本当に作業所なんかに通ってましたら低いですし、世帯全体、同居されてる方の世帯入れても本当に低い方もいらっしゃるので、年収ラインというところも再度、検討いただきたいなというの、ちょっと外していただきたいなという部分はあります。

転換の案、今日初めてというか、先に送っていただいたんですけども、お聞きした中で、1番の重度の方にも拡充していきますという中で、重度精神障害者とか難病疾患の方に拡げられるというのは、すごくいいことだと思うんですけども、今、一体この市で何名ぐらいの方が該当するのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

事務局：前回でも、ちょっとご意見はあったかと思いますが、新たな障害と規定された方に増やすとなると人数とかどれぐらいの費用になるのかということを知りましたので、ちょっと精神障害者手帳の所持されてる方につきましては、お答えできるんですけど、難病患者に関しては、今現在、その制度は大阪府のほうで申請等をしておりますので、数字としては今把握できていないんです。そういったものを改正しましたので、受付が1月1日からとなっておりますので、確定の数字というのをいずれにしてもわからないということですので、今後、出てくるかと思っておりますので、そのときにまたお示しさせていただけるかと思っております。そうしましたら、まず精神障害者

手帳ですけれども、1級の方が、これは平成27年3月1日現在の数字です。171人。2級の方が864人です。実際にこの給付金を拡げるとなると、この1級及び2級の方を想定しております。そうしますと、その費用としては合計で637万2,000円という金額となります。

難病につきましては、新しい医療制度の中では、今までの特定疾患が最終300疾患になると聞いております。それから、小児慢性特定疾患ですけれども、それが少し名前が変わるんですけれども、対象疾患が704疾患というふうに聞いておりますので、若干増えるかなと思います。今現在の見舞金につきましても、やはり難病の方の申請が年々増えてるという状況にはなっております。平成26年度の実績見込みでも見舞金のほうが難病患者の方が1,000人をもう超えております。以上です。

委員：今ね、拡充のところで精神のほうも拡充して632万円チケットということで出てますけれども、精神障害の方が長期入院というふうなことも入ってると思うんですよ。1級の方で実際タクシーのチケットを利用される方ってそんなにいらっやらないんじゃないかなとは思いますが。やはり、こういうふうにするって流されてしまうと、うんうんと聞いてしまうんですけれども、実際に1級で精神病院で長期にわたることで、地域移行がないということがここに示されてる同じこの文面の中で、その人数に対しての数字を出されるというのは、ちょっと違和感があります。すみません。それと、続けてなんですけれども、2番なんですけれども、地域支援事業の拡充というところです。現状では通勤とか営業活動、経済活動にかかわる外出には使われてないというところなんですけれども、実際に作業所に通ってます子供たちを通勤ととらまえているようで、作業所への送迎には使えないというのが現状なんです。その作業所が通勤と言えるほどの給金をいただいているのかというと、1,000円も満たない子供もおりますし、営業かと言えば営業でもないと思うんですよ。本当に日中活動の中に含まれると思いますので、これを現状では除いて転換施策の中では、そういう支援がないことでサービス利用につながらない障害者への利用拡充を考えていまして、ここもすごくひっかかるんですけれども、今はサービス利用につながらないというところになってると思うんですけど、そのサービス利用につながらない、つながってるんやけれども、それは主たる介護者の方が高齢になっても無理にそこへ連れて行ったり、また通常の家庭生活を送らず、送れず、連れて行ったり、もしくは、母親、主たる介護者の母親が仕事を諦めてその時間帯通所またお迎えに行くなり、そういうことも含まれて、それをサービス利用をしているというふうに、もしとらまえられるのであれば、新しい拡充にならないと思うんですよ。だから、その今、サービスを利用しているけれども、無理してサービスを受けてる方は、それはどうなるんでしょうか。

事務局：転換施策の考え方につきましては、一応、担当課がその就労移行に向けての対象者に対して、このサービスがないことによって就労につながらないというところに、ちょっとそうして分けましたので、実際に移動支援というのが使いにくいというご意見、ご要望は、もう以前からずっと聞いております。だから、今現在、移動支援として利用していただいている中での使いにくさというのは、今後ちょっと、またいろんなご意見を踏まえたうえで考えていかないといけないというのは認識してるところですので、これはあくまでもちょっと今回、市のほうで出させていただいた意見ということで、ちょっとご理解いただきたいと思います。よろしいですか。

委員：そうしたら、ちょっと文章をちょっと変えていただきたいと思います。

事務局：はい。

委員：通所支援がないことでサービス利用につながらない障害者の利用の拡充を考えてますという、この文面がちょっと限定され過ぎると思います。今、サービス利用はしているけれども、それは家族が当たり前の生活を諦めてサービスを何とか利用して

るところの人まで踏み込んでほしい。そのサービスの利用を一見しているんだけど、そのサービスの利用は家族の犠牲でしてるといふ部分といふところを掘り下げて文章を作っていただきたいと思います。ちょっと、そのところをしていただかないと、ずっと移動支援を今、歳いってきたお母さんらが使いにくいといふところがちょっとクリアできないかなと思うんです。よろしくお願ひします。これぐらいで。すみません。

会長代理：今、委員のほうから要望といふことで案に対しての指摘をいただいたところでございます。他の方はいかがですか。はい、どうぞ。

委員：今に関連しますけれども、転換施策の考え方いいことかなと思うんですけれども、中身でね、3行目かな、単独で通所に不安等を抱える障害者、これは誰が判断してはるのかなとふと思ったのと、それで次、期間を設定した訓練、ええこと書いてあるんですけれども、賛成ですけれども、期間は何や3日か1週間か1カ月か、どれぐらいのことを想定してはるのかなと気になったもんで、お答え願ひします。

会長代理：よろしくお願ひいたします。

事務局：どこの3行目でしょうか。

委員：言ってるのは、不安等を抱える障害者にサービスをするといふ部分ですけど、不安等を抱える障害者は誰が判断してはるのか、本人の申し出なのか、通所の作業所の方の判断なのか、誰が出して認めはるのかなと、それと期間いふのを具体的にはどれぐらいを想定してはるのかなと思って。

会長代理：ちょっと事務局のほうがいける、私どもでお答えしようか。まず、不安を抱える障害者って誰が判断するんだといふことでございます。ここは、一つは、新規のサービスがインターンシップとかあるいは企業にちょっとトレーニングに行く、この場合、交通費ですね、これ出ないんですよ。これ利用者負担になるんですね。そのことが一つ不安要素として挙げられてくるといふことで、ここではそういう不安といふことで抱えるといふふうな文言になっているかといふふうに思います。それから、もう一点、期間はどれぐらいかといふのは、本当にインターンシップ企業が決めますので、あるいは就労移行支援事務所と相談して決めますので、3日であったり1週間であったり、長い場合はトライアル雇用の場合ですと、3カ月とか一定の長い期間になります。そうなると、交通費の負担も2分の1補助があるわけですけども、なかなか負担か交付金にといふふうなことが入ってるようであります。そういう意味で、ここは文言として出させているのかなと思いますけれども、ひょっとしたら、私の考え違いかもわかりません。ちょっと事務局のほうで。

事務局：はい、すみません。ありがとうございます。一応、市のほうでの判断といふところも、やはりございますので、それに向けて、不安等を抱える障害者に対して何らかの助成をしていきたいといふところでございます。以上です。

委員：すみません、何かちょっと関連。ちょっと先生言いはったんね、何か金銭的なことだけで何か不安を抱えるふうに、私、理解してしまったんやけども、何もインターンシップだけじゃなくて、その1行目のところに就労移行支援自立訓練で自立訓練も書いてあるので、ちょっと違うんかなと、私の理解不足かな。本人が、労働不安とか移動時不安でよう通所できない子は対象にならない、ただ単に交通費がかかるから、交通費の助成いふ形で捉えますんかな。

会長代理：いえいえ、これは制度上の問題なんです。いわゆるいろんな形でトライアルする場合、これはどの方であれ、我々でもそうですけれども不安はありますよね、新しいところ入ると、やっていけるのかなとか、ただし、貯蓄があつて、そこへ行くまでのトレーニング受ける交通費なんかは貯めれたとか金銭給付以外で制度としてそういうふうな交通費といふふうなことが制度的に保障されない、そういう問題がまず一点、いわゆる就労移行とか、あるいは、そこに書いてある自立訓練とかいうサ

ポートする職員がおりますので、そこでの就労の働き方の不安とかそこはサポートできるわけです。していかなあかんわけです。

委員：いや、先生ね、自立訓練とかは団体も認められてませんよ、移動支援は。

会長代理：だから。

委員：長期の通所はね。

会長代理：だから、そこをサポートすると言ってるんです。

委員：ええ、そうなんですか。そういう意味なんですか。

会長代理：そういう意味で今度、拡大でそこをサポートしたいと。ただ、それだけに限らず、いわゆるジョブトレーニングとか、いろいろ制度に乗らないようなインターンシップ、ここも問題があるなどということを書いていらっしゃるのかなというふうには。

委員：金銭だけやないんやね。いや、それだけ家計が豊かやったら、何か金銭に困ってる方だけかなと思って。

会長代理：岡本さん、どうですか。

委員：ごめんなさい。今の件なんですけれど、僕さっきこれいただいたときに、僕、今ちょっとサービス医療のための計画の作成のほう、ちょっとさせていただいてる部分もあったんですけど、ここで新しいところに就労継続支援と事業所、要は作業所体験の通所についても、母の付き添い認めますよというところあったと思うんです。これまで計画3年ほどつくってくる中で、作業所行きたいんやけれども、ちょっと一人ではよう表出んわとか、誰かついてきてくれんと不安でよう行けんなどと言って、ちょっと割と計画する専門員さんが集まる会議とかでも移動支援ってその辺見てくれんかなという意見がちょこちょこ出てたと思うんで、付き添いが反映されないかと僕が電話よう出たんですけれど、ちょっと違ったですかね。

会長代理：ちょっと修正するわ。僕が言いました経済的なこれ、私の間違いです。すみません。お金を出すということは言ってないですね。

事務局：移動支援としたサービスの提供です。

会長代理：サービスをつけるということですね。

事務局：はい。

会長代理：今、就労支援の問題としてインターシップとか外へ出るときに利用者の方から不満が出てるので、それがついに出るのかと思ったので、私の間違いです。経済的な給付はしません。これはちょっと訂正してほしいです。申し訳ありません。私の間違いです。そのときに通所するときのガイドですね、移動支援を行うところについての、これは今は制度としてはないんですけれども、これをちょっと支援しようかということの意味合いですね。ちょっと確認します。そういうことやね、金銭的な給付は行わないという。

事務局：おっしゃるように、岡本さんがおっしゃったように、今、移動支援というのが長期かつ継続という部分が除外されてるということで、もともと通学に関しても長期かつ継続やということで対象になってなかったというところがありました。そういった部分で通学に関しては制度として何とかやっていこうということで、きてますので、今回この代替の部分でちょっとスポット的な面までしか踏み込んではいけないんですけども、やっぱり新しく作業所であったり行くときに、一番最初から一人で行くというあたりの不安感であるとか、そういったところを少しでもいうところできてます。そこをまず一緒にサポートしながら、自分で行けるような形に何とか支援していけないかなというところなんで、まだ完全にこの文面では長期かつ継続という部分を全てカバーをできるような提案にはなってないというところなんです。

会長代理：はい、どうぞ。あと、フォローですね、事務局、フォローはいいですね。

事務局：はい、大丈夫です。

委員：長年にわたってね、運動の成果でかなり小さい子供の部分の制度というのが割とベ

ースできてきてる現状の中で、やはり作業所に出た後のところが本当に足りてないんですよ。もちろん医療ケアの子供さんのこととか、数々サービスされてますけれども、このやっぱり移動支援のところをしっかりと私も言ってきたんですけども、この条件として新規のサービス利用や事業所の変更というのが条件になってたら、今、無理して行ってる人が対象外になっちゃうんですよ。だから、条件として新規のサービス利用、今からお世話になる子供と、今行ってるところ合わないからチェンジしますという子供だけを対象にしないでほしいです。今、無理して頑張ってるやりくりして、何とか家族が回してる、家庭を。抜かないでください。

会長代理：今、案としていただいたところというふうな、医療のところ等で検討いただかないといけないというふうなことになりますが、ほかの方はいかがですか。はい、どうぞ。

委員：最初に財源の話で非常に費用も膨大で厳しいというふうなことが話されまして、新年互礼会でも市長も厳しいと、でも安全・安心のまちづくりであったり、丘陵地の開発等、必要なところについては市としてもやっていきたいというふうな、そんな年頭のご挨拶もあったんですけども、まず最初に今の給付金、見舞金の予算というのは前回数字であったと思うんですが、幾ら計上してますか。二つあるんで。

事務局：二つ合わせて7,500万円。

委員：ですね、7,500万円ほどの予算が計上されてるかと思うんですが、ここからの増大する分については非常に厳しいというふうに理解していいのか、いやいや、もう厳しいや、この7,500万円も含めて、もうどうしても厳しいから、これを何とか切り詰めなければいけないのか、それはどういうふうに理解すればいいんでしょうか。

事務局：この7,500万円超えるのはもちろん難しいですし、それを維持するというのも実際、正直なところ難しいと思っています。ただ、サービスを施策としてやっていくなかでは、国との補助金等もございますので、その辺も踏まえてお金を取れるものは取ってきたいんですけども、ちょっと全ての金額を転換というのは正直難しいというのは、ちょっとここで報告させていただきたいと思っております。

委員：なるほど。最初は経済的な負担の軽減と生活の向上を図るといふ、この給付金事業を今の制度の変更があった上で一律的に現金を給付するということから、ニーズに合わせた現物給付の転換というふうなことが強調されてまして、それはそれで一つの流れでもあるというふうに私たちも意見を申し上げた記憶がありますが、今日のちょっと話は非常に財源のありきで厳しいから、どう削減しようかなというふうに、どうしても受け取れざるを得ないというふうに思っております。

具体的に今の移動支援も含めて、やはり要望というのが今までは、この総枠でこの給付金どうするかという議論だったんですが、やっぱり、こういうふうに具体に出ると、非常にニーズについては多事多様になっているということでは、やはり、今後、各団体ですね、アンケート意見というのを十分にくみ上げて現物給付化するんであれば、反映していく必要があるんであろうというふうに思っております。

重点施策ということで、難病患者の拡大とか就労支援の強化とかというふうにされてますけども、それはそれで僕は必要だとは思いますが、じゃあそれで利用する対象を何か逆に狭めてしまっているというふうにならないかというふうな危惧は個人的にも感じておりますので、そういった意味では、各団体と、このアンケートというのをしっかりとくみ上げていく必要があるということと、重ねて委員からもありましたけども、やっぱり重度の障害者その家族というのは、経済的な負担というのは非常にこの時勢も相まって厳しい生活を余儀なくされております。私どもの事業を利用される方もそうですので、やはり、そういった方についての現金というのは非常に生活をしていく上では必要だなという声は、こちらのほうにも聞こえてきておりますので、それも含めて意見を聞いて、この施策に反映していただきたい

ということと、財源ということでは、それは厳しいと言われればそうかもしれませんが、担当課としては現場の声を聞いてないとかじゃないですよ、より積極的に聞いて、先をついて反映していただきたいという意見であります。

会長代理：ありがとうございます。ご要望というところ、非常にまたご意見といいますか、お伺いしたところでございます。これ、いろいろご意見があろうかというふうには思っております。どうぞ。

委員：最後のこの医療整備事業のところ、歯科の障害者の方の歯科医療のことが出てまして、結構市民の方からも歯科医師会のほうに障害者の方で見ていただけないですかという要望がありまして、やっぱり本当に障害者の方を専門に見ていただけないところというので紹介できる場所となると堺のほうとか桃谷のほうとか、そういうところを紹介するしかないというような状況で、もう何年も前から、ちょっといろいろ府のほうとか市のほうとかにも働きかけをしてお願ひしていただんですけど、なかなか実現できないという経緯がありまして、今回、市のほうから、こういうふうに出していただけて、歯科医師会としてはすごくうれしく思っております。ただ、まだこれ案だと思ふんで、なくならんようにお願ひしたいのと、あと実施に向けて検討ということになってるんですけど、適宜ちょっと検討だけじゃなくて最終的に実施ということまで進めていただきたいと考えております。その検討をいっしょに出していただけてるということは、最終的には実施に向けても予算がついてくるというふうな今のごころ考えておいてよろしいですか。

会長代理：事務局のほうで、いいですか。

事務局：この障害者歯科につきましては、いろいろな経過がございまして、歯科医師会様と、あと健康推進課、障害者支援課で話した経緯がございまして、府が泉州圏域にという話の中で、ちょっとできなかった事業ですし、障害者団体の方のほうからも要望、特に市長への要望もありましたんですかね、というところを踏まえてちょっと担当課としても、この給付金の代替施策として挙げさせていただいたという状況です。ただ、費用がかなり初期費用もかかってきますので、ちょっとその辺も踏まえて調査、検討という、他市でやるところも照会をかけたりにしてあります。だから、その辺も含めて、これからちょっともう一度やりたいなというところなんです、予算がすぐにつくかどうかということもなかなか難しいんですけども、もちろん市の単独事業になりますので、補助金等がございませんので、その辺も踏まえてちょっと検討していきたいと、当課としては考えているというところなんです。以上です。

会長代理：予算化に向けて検討したいということでございます。

委員：この現物給付あるいは、それに変わるものということで、事務局のほうからお話があったんですが、そのタクシー券の問題が冒頭に挙がってございました。それを拡充していこうということで、具体的に現状が初乗り基本料金の年間36枚というのがありました。現実にはそうなんですけども、それを拡充する、あるいは対象者を拡げていくそういうふうな話がありましたけども、具体的に今の冒頭に前回の話でもありましたけども、その予算を削減したい、7,500万円から7,000万円ほどの費用を何とか削減するためにも、現物給付に変えたいという気持ちは岸和田市のほうはあるということで、それを今の現状のものから比較すると、幾らどのぐらいの数字、あるいは年間の枚数をどうやって変えていくのか、その辺の具体的な数値があるんでしょうか。教えてください。

会長代理：タクシーの増額とか対象の大きさがどれぐらいになるのかなということなんですけども。

事務局：枚数としては特に減らさない方向で考えてます。ただ、精神障害者の方、難病の方の今現在ちょっと難病のほうを対象者数が掴めてない状況ですので、それらを出た段階で、かなりの費用がかかってくるとなると、今度は、また所得の低い方だけと

かというようなところも出てくる可能性もございます。それはちょっと今の段階では、こういった考え方でしていきたいというところですので、ちょっとはっきりとした数字は今日はちょっと出せないというところで、ご了解いただきたいと思えます。すみません。

委員：今日の段階では具体的な数字はわからない、出せないということのお話でございませうけれども、やはり、もう少し具体的な話をしていかないと、やはりなかなか現物給付への、変えますよと、変えたいですよというお話があるんですけども、やはり皆さんに納得をしていただくためには、もう少し具体的な数値なり、そういったことをやっぱり示した上で、いわゆるこういうものですよ、あるいは予算がこのように変わります、そういう具体的な金額なり枚数なり数字をもっと挙げていただいたうえで、こういう会議の資料に載せてほしい。でないと、どうなんかわからん、将来的な流動的なものもあるとか言われても、なかなかこの施策について、やはり今まであったものがなくなる、現金給付がなくなるということには非常に私たちも大きな抵抗をするもんです。ですから、それに変わり得る、よほど大きな拡充がされるのか、そういったものを私たちは求めていきたいと思っています。以上です。

会長代理：ありがとうございます。この点どうですか。事務局のほうから。

事務局：今後は費用的な部分を、もう示していかないといけないとは思ってるんですけども、一体その皆様方がどういった施策、ニーズも踏まえたうえでないと、ちょっと実際そのところが出せませんので、ちょっともう少し来年度もこの話は継続して、この施策でお話をさせていただきたいと思っております。本日もこれ以外でも、もし何かこういった施策があればというのがお聞きできたらとも思っておりますので、どうぞご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

会長代理：ここは案ということで。はい。

委員：市税収入が好ましくない中でいろいろ模索していただけて、精神の家族会でも、いろいろこういった会議のことをご報告させてもらってる中で、会員さん非常に注目していらっしゃるんですね。期待も半分持ってるんですけど、長年苦勞してきたし、それとなく三障害の中で非常に私から見捨てられてるなというふうな感情持ってた。僕は長いことそんなこと知りませんでしてね、障害者の家族になるというふうなこと、全然想定もしてなかったし、知識もなかったんですけども、年月が経るとともに精神障害者の置かれてる立場というのは、何と遅れてるかなということに気づき始めたんですね。ほんで今回、何とか岸和田市のほうで、日が経ち、一歩踏み出したなということで非常にありがたく思ってるんです。こういうふうに具体的に案も出されまして、会員さんには報告もできるんで立場としたら非常にありがたいんですけど、ただ問題としては、その対象者の絞り方で重度障害者ということがあるわけやけども、この点にやっぱりどうしてもひっかかるんですね。といいますのは、精神の場合の重度精神障害者というのは1級手帳所持者と思うんですが、先ほど若干数字出てましたけれども、私がちょっともらってる資料をもとに計算してみたら、精神障害者の1級所持者は、168名というふうに僕の計算ではなってたんですけど、これが若干違ったみたいやけど、まあ似た数字と思うんですね。それを3級までありますので、精神障害者の実質1,256名で見ますと、10%ちょっとですね、対象なのは。その10%台の方の中で、なおかつ入院はしておられるという方がおられて、近くで通院等で療養している方もおられるんですけども、何せそのひきこもりの患者さんが多くて、家でいるんだけど、実質的には一切外出できない、しないという方がやっぱり多いですね。だから、そういった中で、やっぱり実際に無理してタクシー乗らんでもいいし、無理に外出する必要ないと思うんですけど、ちょっとでもそういうことに機会にめぐり会いたいなということが当事者もそうやし家族もあれば、そういうふうな利用できる人の対象の範囲を考えていただきたいということ

で、この点の重度という問題のとらまえ方、精神患者に対する対象のとらまえ方で、ちょっと再考をお願いしたいと思うんです。

一番、言いたいのは、1級所持者と2級所持者の間を年々それ揺れ動くんですね、非常に起伏が激しくて、最近なぜか私の家族会のほうの話なんですけども、1級から2級になった方多いですわ。これ何か裏があるのかなと思ったり、勘ぐったりするんやけども、私の家族は、やっぱり1級から2級になったら、それは喜びであればいいんやけど、何もそんなことないよと、常に介護の中心を担ってるのはお母さんですよ。お母さんが非常に苦しみから解放されてないし、軽減もされてないのに2級になったという方が多いんですわ。認定の仕方についても身体障害者の場合は身体にどんだけ制限が加わってるかということ、ある程度デジタル化できますもんね、制限の度合いについて。ところが精神の場合は基準らしき文言はあるんやけども、あくまでも主治医の主観に基づいて判定するものですから、そういう限りで悪気なかったも上下するということもあるし、数字的にそれを1級重度者を重度障害者を少なくしようという仮に意図が働いた場合、それが反映されてしまったりすることがあったりしたら辛い話やなと思って勘ぐってるんやけども。そういった意味で裕福な財政状況じゃないということも前提にしながらも、1級に限定する、精神の場合ですけど。いう考え方については、ちょっと問題提起しときたいなというふうに思ってるんです。

家族会でも現に前回、災害時における要支援者の施策で立案するときのプランの会議でも、市のほうから出た当初の案では、精神は重度といっても入院してるとか家族と同居してるということで要支援者からの枠から外すという、あるいは結論出ませんでしたというような話が市のほうから出たことがあるんやけども、その点から言うと、やっぱり精神の場合には、やっぱりもっと厳密に見てほしいなということがあります。それで会員さんが言うのには、私の話じゃないんやけども、ちょっと精神での家族の抱えてる家に1泊でも2泊でもしてほしいわというお母さん多いんですわ。1泊一緒にしてくれたら、ようわかってもらえると、しんどさをね。そういうふうにする家族さんが多くて、非常に内面的な障害ですので、皆さん非常に苦しんでおられる方多いです。ということがありますので、ちょっと正確に正しく話ができてくるかという意味では自信ないんですが、ちょっと問題提起をしておきたいのと、これがもう一点、歯科医療の問題で精神障害者の場合、いろいろ原因があつての話だろうと思うんですが、歯を非常に悪くする患者さんが多くて、非常に多いですわ。その原因は歯磨きすとかしないとか、いろいろあるとは思いますが、やっぱり薬による影響もあるんやないかなと思ったりしてまして、その歯科医療にかかわって非常に経済的につらいんよと、高齢者がやっぱり老老介護やないけども、親も年金生活者の方が多くて、しかも女性で、お母さんが一人で面倒見てるということで、そうやって子供の歯が悪い状況について放置できないし、1回、何千円という金を惜しむわけにいかないので、歯医者さんに来てもらってるんやけども、その当事者が正確に診療に対して、普通の人だったら入れ歯の場合でも合わないとか痛いとか、具合悪いかいいうふうに意思表示するんやけども、精神障害者の場合それしないんですわ。医師からこれでいいですかと言われてたら、これで満足ですというような格好で返答してしまう関係で、なかなか歯の状況がよくなる。したがって、治療期間が長引く、だから月に何回か来てもらったら何万円とすぐ飛ぶんよという話で非常につらいと言ってます。だから、この最終に書いてくれる医療整備事業の問題について検討したいということになってますけれども、課題としてとらえていただけたということで、それもある意味、考え方ですけども、ありがたいなということで、こういう案が出ましたということも報告をしたいと思ってます。これからもよろしくをお願いしたいと思います。

会長代理：ありがとうございます。委員のほうから、重度だけという表記はいかがなものかというふうなことでございます。それから、歯科医療ご指摘いただいたように、非常に口腔ケアというのは健康とか体調とかには欠かせませんので、このあたりのサポートはぜひ検討課題として挙げていただいて、頑張っていたきたいという、そういう内容でしたかと思えます。

委員：すみません、何度も。質問と若干意見なんですけども、2ページ目の②グループホームがありますやんか、その転換施策の考え方の一番下の段ですけども、市内のグループホームに入居する障害者云々ですけども、全体としてはいいなと思うんですけど、これはあれですか、他市県、他市の方が岸和田市のグループホームに入られた場合も、こういう施策をしはるわけですから、えらい申し訳ないけど、岸和田市の人を押し出してしめて、他市の人には得しはんのかなと。やはりちょっとやっかみで変な質問ですけど、これどうなんかな、ちょっとお聞きしたかったんと、それと、さっきの委員もおっしゃられたんですけども、私も同感です。何かこの問題もう今までこの会議で何回も挙がってますね、いっこも進展してへんなど。それは一つには、やっぱり担当課の進め方がまずいん違うかなと。というのも、市の施策として予算を何%カットせなあかんという前提があるんだったら、何にも担当課がええ格好して話し合いをして進めます云々じゃなくて、はなから何億円あるから何%カットせなあきませんのです、皆さん申し訳ないです、いうのがあればいいん違うかなと、ちょっと思うんですよ。というのも、何か全体の切り捨てがある中で、何か障害者の人はもっと切り捨てられてん違うかな。公平さやね、要するにね。何か公平さが伝わってこない。というのも、やっぱりほかの人もみんな、私も一般市民ですけども、一般市民全体もこんなに辛抱カットされてるんやと、その中で、やっぱり障害者の方も同じようなんですよという説明を物すごく予算的にも何か言い方悪いけども、障害者の方が言えばこんだけ通るんや云々じゃなくても、これは頭からこんだけカットでも、申し訳ないということを行って初めて話進んでいくん違うんかなと。それと何か堂々巡りで何か担当課がええって言い方、ええ格好したはるのかなと。それで、この施策の協議会は、それを何か議論してないけど、ふるいにかけて、ここはなくしてもらったから大丈夫ですよというふうに、何か言われるような気がしてしゃあないんで、ちょっと進め方でちょっと疑問やなという思って。余計なことですけども、すみません。以上です。

会長代理：あとの部分は、一応ご要望ということでご意見ということでお伺いするというところで、あと、他市の方がグループ内で入居した場合はどう考えるのか。

事務局：市内の方。

会長代理：市内の方。他市の。

委員：市内の方はあれやんな。

事務局：市内のグループホームに入ってるしゃる他市の方は対象外です。

会長代理：対象外です。

委員：はい。

会長代理：ということでございます。

時間のほうも随分経過してまいりました。いろいろご要望、ご意見をいただいたところでもございます。市としての施策として、こういった施策の転換というところで、現物給付というふうなところで施策を展開をさせていただきたいというところで、少し、このアンケート調査を少し、今、ご要望、この資料についてのご意見いただいたんですが、実はもっと制度の谷間に落ちてる方々の思いというのがあるかもわかりません。先ほど申し上げたようなチャレンジ、就職にチャレンジする場合には、交通費がないために通えないとかですね、そういった方もいらっしゃるかもわからないですけど、そういった意味でアンケートというふうなところで、別紙1、

2ですかね、これ。それをお付けしているかと思います。これについて。

事務局：事前にお配りしてましたので、もしご意見があれば、ちょっとまた修正等はさせていただくんですけども、特に問題なければ、この内容でアンケート調査をさせていただこうかなと思っております。それと、また団体様へのヒアリング等も、年度が変わってはしまうんですけども、進めていきたいと思っております。ご意見があればお願いいたします。

会長代理：アンケート調査への協力をお願いということで、別紙1、2の配付を事前にさせていただいておりますが、これについてのご意見、ご希望等がございましたら伺いするということですが。

委員：このアンケートで、1番でその方の状況がほとんどですよ、(7)まで。2、3なんか望むものについてのご意見だと思うんですけども、例えば3番の移動支援の充実とか、こういうのは必要、必要とするサービス施策についてお聞かせくださいとチェックしてくださいというふうになってますけど、移動支援の充実が皆必要と思うからチェックしたら、どういうふうに必要なのかというような書く欄がちょっとないので、先ほども移動支援、本当はみんな通所で欲しいんですよ。でも、移行した場合とか最初の期間限定というふうにおっしゃられてましたけど、そういうのじゃなくて、家族の負担を減らすという形で本人の自立って、お仕事というか、作業所行った帰りに寄り道して遊んで、それも余暇ということ考えた使い方したいという、いろんな意見があると思うんですね。だから、このチェックするだけじゃなくて、こういう意見、それについてのご意見を書いていただいたら、皆さんの意見反映できるのかなというふうに思ったんです。

それと、この間も出てたんですけども、どっかにこのままの現金給付を望まれますか、みたいなを書いてないのかなって。それをだめなんかなって思いながら、どうなんでしょうか。

会長代理：二点ですね。一点目は自由記述のところですね、例えば二番、今後の拡大望む障害福祉サービスがありましたらチェックするだけになってますけれども、ここを自由記述をいただくと、具体的な内容をお書きくださいという形でもちょっと追加項目としてはどうかというようなことが一つ出てまして、行われているわけでいらっしゃる。それと、もう一点は給付金のあり方について賛成か反対かというのはどうかということでございます。これについて事務局のほうから。

事務局：3番の転換のところに書く内容でよろしいですかね。

委員：そうですね。4番だったら3というのは。

事務局：その他になってますので、3番のところにそれぞれの事業の部分で自由なご意見を書いていただくという欄を設けるほうが良いというご意見ですね。

委員：そのほうが書きやすいのではないのでしょうかというふうなことです。

事務局：わかりました。あと二点目の現金給付を望むか、その辺は実際にどれだけの方がという把握はしたほうがいいかなというところがございますので、また考えるというか、入れる方向で進めていきたいと思っております。以上です。

会長代理：アンケートについて、一応そういう方向で考えるという、検討するというところでございます。ほかはいかがでございますか。

委員：聴覚障害団体としての意見ですけども、今回の転換施策について、この中で私たちが利用できるものが何もないんだということを繰り返しお願いをさせてもらっています。今回、アンケートの中もやはり3番の中に聴覚障害者が使えるものがないので、どこかにチェックをするというのを違和感があるんです。ですので、やはりそこに具体的など言ってもなかなか書きようがないので、そのあたりも考慮していただけたらと思います。

それと、団体に対してのヒアリングをしていただくというお話でしたが、以前にも

一度ヒアリングに来ていただいたことがあるんですが、そのときにも説明をして、今回もまた来てヒアリングをしていただいたとしても、こういう内容でヒアリングとなると結局何も答えようがないというか、何もないですというふうに言うことが決まってるんですが、それでもまだ来られるのか、何しに来られるんだろうと気持ちがあります。

そのあたりをどう考えたらいいのかということをお伺いしたいです。

会長代理：一点目は、このアンケートの中で聴覚障害の方のサービスについて、とらえる項目がないということが一点、それから、前回も団体ヒアリング来られたけれども、また今回も同じように来られるんで、そのあたりはどのようにお考えになってらっしゃるのか、いうところのご意見がありました。事務局どうぞ。

事務局：ちょっと、聴覚障害の団体様からは、そのご意見はちょっとずっとお聞きはしてるんです。この代替施策の中では聴覚の方も含めて現物給付の内容には若干入ってはくるんですけども、それ以外で何らかの形で施策として別でできるものがあれば、また今後、考えていきたいなというところはございますので、その辺ちょっとご理解いただけたらと思っております。アンケートの中に、もしそういったご要望等があれば自由意見として書いていただけたらとも思っております。

団体さんへのヒアリングは、今おっしゃってはくださってるんですけども、やはり再度お話進んだ状況でいきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

会長代理：コミュニケーション支援と地域生活支援事業のほうで、まだ施策として十分でないところは載せてもらっていいんですか。

事務局：そうですね、一応聴覚の方とかも、コミュニケーションができていく部分での事業としては、考えていかないといけないというところがあるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長代理：アンケートの中身で少し報告できるものについては報告をしていきたいということでございます。それから、聴覚障害者の方の望むサービスの件について、少しプラスアルファを考えたいということでございます。このアンケート調査ですけども、一応、ご意見としていかがでございましょうか。さっき岩田先生おっしゃっていただいた口腔ケア、歯科医師はどうなん。ここ入ってないん、歯科医療とか。

事務局：一応、この歯科診療の中には、予防も含めていろんな意味で受けることによって、身近で受けることによって、そこら辺も予防できるのかなというところですよ。

会長代理：いかがでございましょう。よろしゅうございますか。アンケートについては、一応、皆さんの意見を参考に必要ところは修正をさせていただいて、一応、調査をさせていただくというところでご了解をいただいたかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、次の3、その他の案件というところで、よろしくお願ひをいたします。

3. その他（資料5～7に基づき事務局から説明）

会長代理：ありがとうございます。平成27年度の新規事業として岸和田市単費でコーディネーター常駐を見直しというところを相談員を支援するというのと、それから基幹相談支援センターを実施するというところでございます。それから、虐待との関連で虐待防止ネットワークというのは高齢者でもあるんですけども、障害者で関係機関を網羅した20機関参画する虐待防止ネットワークを平成27年度立ち上げて実施するというところでございます。あとは計画相談を見ていただきますと、高齢者と同じようにサービスをするときには今後、必要となった、必要になってくるというふうなことで実施率というところで見させていただきますと、岸和田市のほうは府内でも4位に位置しておりまして関係者のご努力というところが数字にあらわれているかと

いうふうに思っております。

それから、資料7のほうは虐待というところで、きょうも新聞出てましたけども、千葉の施設の職員さんの実刑判決が出たと。結果、虐待、特に最近多くなってきたのは80代で50歳、60歳代の親が自分の子供の死に至らしめるという忌憚なことが近年増えてます。今年になって、ちょっと相次いで大きなこのあたりの記事の虐待をどう防止するかというところも次の課題になってくるかというふうに思っているところでございます。

はい、今の報告で何かご意見ありますか。

委員：基幹相談支援センターについてですが、障害者支援課に常設するというのでしょうか。

会長代理：事務局、お願いします。

事務局：そうですね、次年度、平成27年度から開始ということで、職員常駐して相談体制をとるということで実施していくことになります。

委員：最初に話にありました、マネジャーという言葉が出ました。いわゆる、いろんなそういう支援に対するマネジャー制度があるということで、これに例えば介護保険でケアマネジャーという制度があるんですけども、これは皆さんご承知のとおり、そのケアマネジャーがケアプランを立てた以外のサービスというのは受けられない状況になる。障害者が、様々なそういう移動支援なり、そういった支援を受けるためにあらかじめ、そのマネジャーとの合意をしたもの以外にサービスが受けられないということが懸念される。だから、それで視覚障害者であっても、いつ何がどこで出ていくやわからないんですね。外出に必要である、いつでも起こり得るわけで、やはりそういう意味で、ある一定の制限がされる外出、あるいは、いろんな様々なそういうサービスについて制限をするためのマネジャー制度ということであれば、我々としては、なかなかこの障害者の差別を解消しようという、法律があるにもかかわらず、そういう一定の枠を決めてしまって、マネジャーと取り決めた範囲以外はサービスの対象にならない、そういうことがばかにしとるのかなというふうな思いがあるんですが、いかがでしょうか。

会長代理：僕のほうからよろしいか。委員のほうからのご指摘でございます。まず一点、これ介護保険でも何ですけども、セルフケアプランは認められております。したがって、障害者の方自らのケアサービス、ケアプランを立てるということは認められておりますので、それはご理解をいただきたいということでございます。それから、支給量についてはこれは提携部分と非提携、先ほどご指摘があった急な出来事というのはこれは当然相まっていく、これは提携の枠内であればオーケーですし、それ以外の上乗せというところについては、これは市とそういったサービスという市と協議をさせていただくということになりますので、それ以外は認めないということで決してないという制度でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員：はい。わかりました。

会長代理：ほかにいかがでございましょう。

委員：すみません。この場で全体的な何か感想というか、ちょっと言わせてもらってもよろしいでしょうか。すみません。今回の会議ですごくたくさん地域移行という話が、ワードがすごく中に出てきて、入院、特に僕ちょっと思ったのが、これまで僕精神の部分でかかわらせていただくこと多かったんで、入院してる方の退院のお手伝い、ようさせていただいてたんですけど、そんな中で身体療育の部分に関しては、もう全く取り組み、そういった取り組みはなくて、入所したら迎えに行く人っておらんのやという話を聞いて、ちょっとびっくりしてたんです。何でその部分だけ正直、委員もおっしゃったように精神十数年前までは退院したら保険つき介護保険のグループワークのあと市内2カ所ある作業所は頑張れみたいな、それぐらいのあんば

いやったんで、もうこの間すごい充実していただいて、即退院しやすくなりました。やっぱり、病院にお伺いして入院してる人と、ようお話させていただくねんけど、もう10年、20年入院してて、何で退院せえへん、退院してもええよと言われてるのに何で退院せえへんのかって聞いたら、僕、掃除できへん、洗濯できへん、買い物にしゃべれへんから、もう入院しとくしかないんやという、いわゆる今ヘルパーさんおるから買いに行ってもろたらええやんという話をしたら、僕入院したとき、そんなええもんおらんかったから、そんなもんおるって知らんかったとか言うて、割とそんなんで退院できるのに入院、入所してる方って、今とてもたくさんいらっしゃると思うんです。多分、療育とか身体の部分につきましても、何も知らんまま僕が入ったときには、そんなもん何もなかったとおっしゃる方、ほんまに結構いらはると思うんです。僕、病院で一番直接知ってる中で長いこと入院してはる方、もう四十年から入院してると言っってはったんで、多分、身体療育のほうでもそういった方いらっしゃると思います。今回、地域移行の何か中に確か含まれると思いますんで、その部分が僕はすごくうれしかったです。

会長代理：ありがとうございます。委員から市の新規施策の地域コーディネーターの案の資質について活躍を、なかなか入ったら入ったっきりになってしまうけれども、そこをサポートする施策として推進していただけるということについては、非常にありがたいというふうなご指摘がございました。本当にそのとおりにかなというふうにも思っているところでございます。これから、施策がどんどん変わっていくところでもございますし、サービス解消法を府においても条例をつくるかなというところの部分もあります。それを受ける形で岸和田市でもそういうサービス解消病院みたいなのできるというなどは個人的には思っておりますけれども、これは皆さんのご意見、ご心配事も含めて、また施策のほうに反映させていただくというふうに思っております。

これは会長のもとでさらに進めていくことになるんだろうというふうに思っております。

もう2時間を経過いたしまして4時になっております。終了予定の時間はこの辺までということと考えておりますが、どうしても最後に言っておきたいというご意見等がございましたら最後にお受けしたいというふうに思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

委員：すみません。確認なんですけども、先ほどのアンケート、まだこの書き直す、作り直したものをまた見せていただけるのか、それとも会長一任で出されるのか、それがまたいつごろアンケート出されるのか、それとヒアリングもいつごろになるのか、それを受けて代替の出てくると思うんですけども、それに対してのこのちょっと話し合いの意見についての、この話し合いの場というのをきちんと持っていたいただきたいというふうに思うんですけど、そこら辺のスケジュール最後に教えていただきたいなと思って。

会長代理：事務局、よろしく申し上げます。

事務局：アンケートにつきましては、来年度4月を予定しております。この施策推進協議会も来年度4回を予定しておりますので、5月か6月に第1回を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それ以降は大体8月、12月、3月というような流れになるかと思っております。ちょっとその辺の6月以降は、ちょっとまだ未定ですけども、決まり次第またその都度ご連絡させていただきたいと思っておりますので。第1回は5月か6月ということで、すみません。委員さんもこのまま後1年していただくことに、お願いすることになっておりますので、よろしくお願いたします。

会長代理：アンケートの文言はどうします。

事務局：アンケートの文言につきましては、そうですね。

会長代理：会長一任にするか、それとも自主で。

事務局：一応、そうしましたら、委員さんのほうにとりあえず送りさせていただきますようにか、でき次第。そのほうが見ていただくほうが。

会長代理：いいですか。

事務局：よろしいということであれば作成したものを一任していただけるのであれば。

会長代理：要は、5月に今度、第1回開くんですか。

事務局：はい。

会長代理：いろいろアンケートとして集計をして、それを。

事務局：そうですね。できればそのようにしたいなと思っておりますので、5月の終わりか6月の初めにはなるかと思うんです、会議はね。

会長代理：はい。そうすると。

事務局：そうすると、もう4月の。

会長代理：4月この案を皆さんからいただいて、1週間か2週間程度。一応、つくって、発送して、またやり直し、いろいろ出てくるということになると、またこれ随分時期的にずれるよね。

事務局：そうですね。

会長代理：そうすると、どっかで会長に一回皆さんにはお送りしますけれども、その後、皆さんからいただいた意見をもとにこれは会長のほうで一任させていただいて、アンケートを配付させていただくという了解だけはここでとっておきたいというふうには思いますが、よろしゅうございますか。

とりあえず、今日いただいた意見についてはアンケートの素案に文言を挿入させていただいて、皆さんに送ります。その意見について事務局のほうで集約をさせていただきます。それを会長のほうで一任いただいたということで最終のアンケート案を皆さんのところへお届けするということでご了解をいただきたいということでございます。これについては、よろしゅうございますか。

委員：はい。

会長代理：ありがとうございます。

事務局：ありがとうございます。

会長代理：それでは、それで事務局のほう進めていただきたいと思います。その結果によって5月になるか、ひょっとしたら6月になるかもわかりませんのですが、そこは一任させていただいて、4回ほどの会議を予定、年4回ですね、予定してると。

事務局：平成27年度、4回を予定しております。

委員：ヒアリングはどこら辺に。

事務局：ヒアリングは5月ぐらいにはなるかと思えます。ヒアリングはもう少し後でも構わないのかなというところはありますので、またご相談させていただくなりしたいと。とにかくアンケートをちょっと。

委員：アンケートの結果でヒアリングしていただくほうがわかりやすいように思います。

事務局：はい。

会長代理：以上でございまして、一応アンケートをもとに、できた時点で来年、平成27年度第1回目の障害者施策推進協議会をご案内をする。間に合えば、団体ヒアリングもそれまでに済んでいるようであれば、合わせて。

事務局：そうですね、アンケートも集計できた段階でヒアリングもできれば、会議の前にね。

会長代理：ということでございます。ちょうど皆さんのご協力を賜ればスピーディーに事務局のほうもできるかと思っております。今日は会長不在の中、大変、司会進行がまずくて、もう5分も時間も超過してしまいました。大変申し訳なく思っております。どうぞ、今後ともよろしく願いをしたいというふうに。それでは、一応、私のほうで

は、これで終わらせていただきます。

事務局：本日は議事が終了しましたので、傍聴の方、退室をお願いします。今年度の協議会は、これが最終となります。最後に課長のほうから、ちょっとご挨拶申し上げます。

平成26年度、協議会につきましては4回開催させていただきました。いろいろ障害福祉計画並びに給付金等でご審議、ご意見等、まことにありがとうございました。おかげをもちまして障害福祉計画のほうにつきましては、策定する運びとなる予定でございます。また、来年度につきましても、先ほどもご説明しましたけれども、4回を予定しております、引き続き障害者計画の進捗状況、あと障害福祉計画の進行管理等もでございます。また給付金のこともございます。それと大谷会長代理のほうからもお話あった障害者差別解消法も平成28年4月から施行されますので、その辺もこの場でご意見等も伺っていかないといけないと思っておりますので、ちょっといろいろ議題がございますけれども、何とぞまた来年度もよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。本年は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の協議会はこれで終了させていただきます。